

表 法第3条第1項の規定による許可申請書の添付書類

申請区分 添付書類	申請主体区分					申請形態区分										
	個人		法人			単独申請が可能なもの						小作地の場合		区分地上権又はこれと内容を同じく するその他の権利の取得	水田裏作のための貸借	
	未成年者	成人	農業生産法人	農業協同組合等	その他の法人	強制競売、競売又は公売	特定遺贈(相続人に対するものを除く)	確定判決	裁判上の和解請求の認諾	民事調停法による調停の成立	家事事件手続法による審判の確定	所有権以外の権利の譲渡	所有権以外の権利の転貸			
申請に係る土地の登記事項証明書(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
契約書の写し(権利設定の場合)	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
譲受人の住民票謄本	○	○				○						○	○			○
公図の写し(注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耕作証明書(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
戸籍謄本	○						○									
法人の登記事項証明書			○		○											
定款又は寄附行為			○	○	○											
営農計画書(様式第3号)又は土地利用計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
農業経営受託規程又は農業経営規程				○												
農業生産法人としての事業等の状況(別紙)(様式第4号)			○													
入札調書又は公売調書						○										
公正証書等							○									
確定判決謄本(判決確定証明のあるもの)								○								
和解調書謄本									○							
調停調書謄本										○						
家事審判書謄本											○					
同意書(譲渡)(様式第5号)												○				
同意書(転貸)(様式第6号)													○			
丈量図、土地利用計画図及び断面図														○		

- (注1) 土地の登記事項証明書は、申請日前3か月以内に発行された全部事項証明書に限る。以下この要領において同じ。
- (注2) 「公図」とは、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図、又は同条第4号に規定する地図に準ずる図面をいう。以下この要領において同じ。
- (注3) 「耕作証明書」とは、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等(法第2条第2項に規定する世帯員等をいう。以下この要領において同じ。)が、一の市町内にある耕作等の事業に供すべき農地等のすべてについて耕作等の事業を行っている旨の当該市町の農業委員会の証明書をいう。これらの者が申請に係る土地のある市町外の区域に耕作等の事業に供すべき農地等を有している場合は、当該農地等のある市町の農業委員会から耕作証明書の交付を受けて、それを申請書に添付すること。